

# あきた北 法人会 だより

第  
**85**  
号

令和7年2月28日



発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F  
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025  
<https://kitahou-akitalink.com>  
E-mail: [kitahou@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:kitahou@galaxy.ocn.ne.jp)

# 令和7年度 税制改正に関する提言

秋田北法人会では、令和7年度税制改正に向け、秋田市に対し提言活動を行いました。

法人会では、各県連からの税制改正に関する要望事項やアンケートを取りまとめ、9月19日開催の全法連理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。

また、提言の実現に向け、法人会の全組織を挙げ地元国会議員並びに地方自治体に対し要望活動を実施しました。



## 11月10日 西宮会長が 秋田市鎌田副市長へ要望書提出

### 令和7年度 税制改正 スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業継承税制の創設を！

【提言趣旨要約抜粋掲載】

## I 税・財政改革のあり方

### 1 財政健全化に向けて

- ・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- ・こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

### 2 企業への過度な保険料負担の抑制

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

### 3 行政改革の徹底等

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず臍より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- ・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や用途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

### 2 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

### 3 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

### 1. 中小企業向け賃上げ促進税制

#### 法人会提言

- ・中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることからその延長を求める。

#### 改正の概要

- ・中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上である場合に適用できるとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

### 2. 交際費課税

#### 法人会提言

- ・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

#### 改正の概要

- ・交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

#### 法人会提言

- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。  
なお、それが直ちに困難な場合は令和6年3月末日の適用期限を延長する。

#### 改正の概要

- ・中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

### 4. 中小企業等の設備投資支援措置

#### 法人会提言

- ・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

#### 改正の概要

- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

## 事業承継税制

### 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

#### 法人会提言

- ・特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。

#### 改正の概要

- ・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

## その他

### 1. 森林環境税

#### 法人会提言

- ・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

#### 改正の概要

- ・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。

# 税務署だより 令和6年分確定申告に関するお知らせ

国税庁では、「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。

令和6年分の確定申告では、自宅からスマホとマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告をおすすめしていますので、是非、ご利用ください。



## 令和6年分の確定申告はスマホとマイナンバーカードでe-Tax！

- ◆お持ちのスマホやパソコンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に沿って金額等を入力することで、確定申告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。
- ◆申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、源泉徴収票・各種証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナポータル連携）できるので、集計や入力の手間が不要となります。



確定申告書等  
作成コーナー  
はこちら



マイナポータル  
連携について詳  
しくはこちら



※スマホで申告する際は、別添の「スマホでの申告書等作成要領」を参考にしてください。



### 申告書作成会場へお越しになる方へ

- 申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場当日配付しますが、配付状況によって後日の来場をお願いすることがあります。また、来場希望日が2月17日から3月17日までの期間の場合は、LINEから事前発行も可能です（来場希望日の10日前から申込み可能です。）。
- 申告書作成会場では、ご自身のスマホを使用して申告書を作成していただきますので、スマホ及びマイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含みます。）をお持ちの方は、御持参いただくようお願いいたします。

## 祝

おめでとうございます

令和6年度 納税表彰

秋田北税務署長表彰

細川 信二氏 (常任理事)

## 新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代表者名	法 人 住 所
(株)ダイナミックサート	金澤 太郎	秋田市外旭川三後田175
(株)藤興	加藤 翼	秋田市外旭川字中谷地22-1
(株)ワンオーエス	児玉 敏彦	南秋田郡井川町小竹花川端32
(株)ガレッジKEN	佐々木 健	秋田市寺内蛭根3-23-18
賛 助 会 員	代表者名	法 人 住 所
オートエイエスsasaki	佐々木弘司	秋田市外旭川八柳3-6-23
山輝施業	畠山 輝光	南秋田郡五城目町高崎字行内沢98-1 15号

# 源泉所得税の徴収高計算書提出も納税も、 まとめてe-Taxで！

徴収高計算書の送信及び源泉所得税の納付は1年間に複数回行うことがありますが、毎回税務署や金融機関の窓口へ出向いて手続きを行うのは大変！と思っている方。

自宅や会社から徴収高計算書の提出及び納付手続きができることをご存じでしょうか。時間をかけずに手続きができるオススメの方法をご紹介します。

## 徴収高計算書の提出はe-Taxを利用しましょう

e-Taxを利用することで、自宅や会社から申告データの送信を行うことができます。

### おすすめポイント

- ◆自宅や会社のPC、スマホで手続きができる
- ◆窓口が開いている時間を気にせず手続きができる
- ◆徴収高計算書データの送信の他、納付手続きもできる
- ◆徴収高計算書だけでなく、その他の税目の手続きもできる



徴収高計算書データ送信及び  
ダイレクト納付手続きの詳細は  
こちら

まだe-Taxを利用したことがない方は、e-Taxの利用開始手続きを！



開始届出書を提出して利用開始  
を行う方法



マイナンバーカードを利用して利用開始  
を行う方法(個人の方)

## 源泉所得税の納付はダイレクト納付を利用しましょう

PCやスマホから行える「キャッシュレス納付」の中でも特に便利なのが「ダイレクト納付」です。

### おすすめポイント

- 徴収高計算書の送信後、そのまま納付手続きをとることができる
- 納付する日を設定することができる
- 複数口座を登録できる
- 源泉所得税だけでなく、その他の税目の納税もできる

ダイレクト納付が利用できるよう、「ダイレクト納付利用届出書」の提出を！



法人の方は書面、個人の方はオンライン提出ができます



税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>



講師：社会保険労務士法人 Nice-One  
代表 中山 伸雄氏  
12月11日(水)「イヤタカ」

労務実務セミナー  
問題社員の実務対応  
方法  
会社と従業員を守るための

労務実務セミナー



講師：税理士 行政書士  
星 叡氏  
9月13日(金)「イヤタカ」

税務調査の勘所と節税対策

税務セミナー

秋田北・南法人会  
合同セミナー

— 令和6年度 —

# 小学生「税の絵はがきコンクール」

秋田北税務署管内の小学校（11校）6年生より応募があった342通から選ばれた最優秀作品1点、優秀作品9点、秋田北税務署長賞1点です。

〈主催〉（公財）全国法人会総連合、東北六県法人会連合会  
（一社）秋田県法人会連合会 女性部会連絡協議会  
〈後援〉国税庁



## （公社）秋田北法人会女性部会賞

最優秀作品



飯島南小学校 西脇夏凜さん

秋田北税務署長賞



港北小学校 高橋詩乃さん

優秀作品



船川第一小学校 宮崎 菜さん



優秀作品



飯島南小学校 長崎 渚さん

優秀作品



弘戸小学校 菅原 蘭さん

優秀作品



大湯小学校 谷 口 弥呂 さん

優秀作品



港北小学校 佐 藤 明 佳 さん

優秀作品



大湯小学校 米 谷 実 夏 さん

優秀作品



飯島南小学校 保 坂 那 奈 さん

優秀作品



追分小学校 山 崎 笑 佳 さん

優秀作品



土崎南小学校 熊 澤 柚 さん

※優秀作品は、秋田北税務署と秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ2月16日～3月15日）に展示する他、秋田北法人会のホームページにも掲載（東北六県の優秀作品含む）いたします。

## 租税教室開催

青年部会

租税教育活動の一環として管内の小学校（3校）6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。



9月5日(木) 秋田市立港北小学校  
講師 佐藤宏樹青年部会幹事



## 決算法人説明会

- ◆10月29日(火)  
対 象 ▶ 10・11・12月決算法人
- ◆1月29日(水)  
対 象 ▶ 1・2・3月決算法人

講師 秋田北税務署 三浦財務事務官 様  
渡辺税務調査官 様



全  
国  
大  
会

**第40回 法人会全国大会「鹿児島大会」開催** 2024.10.3

城山ホテル鹿児島において第40回法人会全国大会「鹿児島大会」が開催され、当会からは、西宮会長が参加しました。第1部式典では来賓の奥達雄国税庁長官らの祝辞のあと、表彰状贈呈・税制提言の報告などが行われました。第2部記念講演では、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏より、「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界～危機下の経営戦略を語る～」と題して、講演会が開催されました。(次回開催：高知大会)

**第38回 法人会全国青年の集い「福井大会」開催** **【青年部会】** 2024.11.7～8

福井市の『フェニックス・プラザ』、越前市の『サンドーム福井』を会場に開催され、全国各地の青年部会員約2,200人が参加。当部会からは林青年部会長が参加した。初日は、全国各地より選抜された代表による「健康経営大賞」の事例発表や「租税教育活動のプレゼンテーション(租税教育事例発表会)」が行われ、今年は仙台局連を代表して本県の能代法人会が租税教育活動のプレゼンテーションを行った。全国440の法人会青年部会長による部会長サミットや、青年部会の課題を議論する分科会、大懇親会等多くのイベントが開催された。2日目の大会式典では、前日の「租税教育活動プレゼンテーション」「健康経営大賞」の表彰が行われた。記念講演会では、当会の令和4年度の地域社会貢献講演会でも講演いただいた、元フジテレビアナウンサー 笠井信輔氏を講師に「足し算で生きる～がんステージ4からの生還～」と題し、血液のがん・悪性リンパ腫から復帰までの激動の日々、それによって得た「引き算と足し算の縁」などについて、熱く語っていただき、未来に向かって前向きに生きることの重要性について共に考えることができました。(次回開催：甲府大会)

部  
会  
研  
修  
会

**令和6年度 「県内合同研修会」開催 (8法人会)**

**【女性部会】2024.10.3**

横手法人会が担当部会として開催。(77名参加、内当会から7名参加)  
よこてシャイニーパレスにて、講演会と交流懇親会を開催。  
南極シェフ 渡貫淳子氏による『女性南極調理隊員が教える フードロスへの取組』と題した講演の後、懇親会を行い、情報交換・交流を図りながら合同研修会を終えた。  
(次回担当会：湯沢法人会)



**【青年部会】2024.10.23**

本荘法人会が担当部会として開催。(48名参加、内当会から5名参加)  
「TDK(株)本荘工場」「TDK(株)と由利本荘市の一番堰まちづくりプロジェクト」の視察見学の後に、安楽温泉にて懇親会を開催。租税教育活動等の情報交換・交流を図りながら合同研修会を終えた。  
(次回担当会：秋田南法人会)



**地域社会貢献活動事業(講演会) 2024.11.20**

**演題** 南極ではたらく～かあちゃん、調理隊員になる～  
**講師** 第57次南極地域観測隊 設営・調理 渡貫 淳子 氏

講演では、コンビニチェーンで大ヒットした『悪魔のおにぎり』の原型誕生の経緯や、極地での活動を紹介しながら、挑戦し続けた思いを語って下さいました。  
就職から結婚・出産を経て専業主婦として奮闘する中で出会った新聞記事をきっかけに「南極地域観測隊」へ挑戦し、どんなにしんどくても「自分の可能性を自分が否定する」ことなく、「とにかく自分もっとできるんだ」と自分に暗示をかけ「目標達成のために、自分の身の丈で出来ることは何かを考えて、ずっと模索し続けたい」と熱く語って下さいました。  
ポスターチラシの掲示と配布、管内の広報誌や地元新聞への掲載などを行い、天候の悪い中ではありましたが、168名の方々に聴講頂きました。  
来年度も地域社会貢献運動委員会で企画する予定ですので、ご協力ご支援をお願い致します。



秋田市北部市民サービスセンター (キタスカ)

**税務関係講習会**

秋田北税務署様から講師をお迎えして開催。

- 講習内容及び講師**
- (1)「税務行政のDX～納税者の利便性向上と事業者のデジタル化促進に向けて～」  
秋田北税務署長 石津 康彦 様
  - (2)「定額減税について」  
同署法人課税部門統括官 伊澤 崇夫 様



11月12日(火) 11月13日(水)  
男鹿土崎地区(キタスカ) 潟上五城目地区(五城館)



# 心からやすらげるところ



ニュークリエイトマネジメント 代表 長 井 三 郎

## 日本海に沈む夕陽

ホテルの客室から眺める夕陽は壮大なパノラマだ。深紅の夕陽は西空を赤く燃やし、どこまでも広がる日本海を茜色に染めてゆっくりと沈んでいく。また最上階を占める大浴場の浴槽に身を横たえ眺める夕陽は身体の芯から開放感を感じさせてくれる。

このホテルのオーナー広田一男さんは、百年以上続く老舗旅館を十年前に取り壊し、7階建ての近代的なホテルに建て替えた。旅館経営は安定していたが、「現状維持ではやがてギリ貧になる」と考え近代的なホテルの建設を計画した。

多額の借金をすることに周囲の誰もが反対したが、銀行から巨額の資金を借り入れホテル建設へ邁(まい)進した。目の前の日本海に面した立地を最大限に生かし、日本海に沈む夕陽を心ゆくまで楽しめる「日本海ホテル」として変身させた。

## 経済成長の波に乗る

時は1980年代後半、経済成長の波に乗り、旅行ブームもあって日本海ホテルは順調に集客を重ねた。夏場は近隣のホテルや旅館と共同で夏祭りを企画し、やぐらを組んで盆踊りや花火大会を開催してお客さまに喜ばれた。

「この燃える大きな夕陽が胸の中の小さな悩みや心配事をすべて洗い流してくれる」。お客さまは口々に日本海ホテルを称え、クチコミで宣伝してくれた。

経済はいつしかバブル化し、広田さんのホテルも「予約の取りにくいホテル」として人気を集めた。お客さまの財布も緩んでいたが、広田さんの経営のかじとりも緩みがちだった。

## バブルの崩壊

やがて、過熱化した経済を正常化させようと金融引き締め政策が発動され、急激な円高ドル安で国内企業は相次ぐ倒産が発生していった。旅行客は激減し、日本海ホテルも急激な売上減少で資金難に直面した。

銀行と金利の棚上げや返済の猶予を交渉し、倒産の危機を何とか乗り越えようとした。人員を削減し、客室もロビーと上階を残し大浴場も含めて閉鎖した。

「だがこのままでは借り入れも返済できない」と広田さんはホテルの売却を決断した。幸い介護施設を運営する会社と話がつき、巨大ホテルは売却された。そして敷地の一角に小さな旅館を建て、縮小してもらった借り入れを返済するため以前のような旅館経営を始めた。

## 原点に戻る

銀行や取引先に迷惑をかけたケジメをつけるため、広田さんは経営から完全に身を引き、息子の敏郎専務に後を託した。10年にわたる旅館からホテルへの変遷を身近で見っていた敏郎新社長には、この地での旅館経営に確たる思いがあった。

「沈む夕陽は働き続けてきたお客さまが心と身体を休めるシンボルだ。経営環境はどんなに変遷しても、赤い夕陽だけは変わらない。この赤い夕陽をお客さまにお届けする。お客さまの目に、胸にこの燃える夕陽を刻みつけていただく。夕陽を眺めて芯からやすらいでいただく。これが私たちに与えられた役割なのだ」

敏郎社長のこの固い信念は、残された従業員の心の支えとなった。昔ながらのお客さまも、「旅館は小さくなくても、眺める夕陽に変わりはない。このやすらぎの場をしっかりと守り続けてほしい」と若い社長に期待を寄せている。



## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル6F)  
TEL 018-833-5121

**AIG** AIG損害保険株式会社

秋田支店 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)  
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8

## 法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険<sup>(※1)</sup>にご契約の方は、  
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！**

例えば、40歳の時に  
ご契約したスーパーがん保険<sup>(※2)</sup>を  
この機会に集団扱にすると<sup>(※3)</sup>...

個別扱  
月払  
**4,780円**

変更すると...  
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱  
月払  
**4,480円**  
月々300円割安!

年間では**3,600円**もお得!

集団扱への変更は  
早い方がお得!

2024年1月現在

お手続きは簡単です!

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

**Aflac** アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

**0120-876-505**